

大町市第 6 次総合計画 基本構想 (案)

令和 年 月

長野県 大町市

第1章 はじめに

1 総合計画とは

総合計画は、市政運営を総合的かつ計画的に進めるために、めざすまちの将来像やまちづくりの基本方針などを市民の皆さんと共有しながら、市民と行政が共創・協働によってまちづくりを進めていくための計画です。

市の最上位に位置付ける計画として、各分野の個別計画や施策は総合計画との整合性を図り、事業を展開しています。

2 総合計画の構成

総合計画は「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

(1) 基本構想

まちづくりの基本理念や基本方針（まちづくりのテーマ）を定め、10年後のあるべき姿（将来像）を示すもので、市政運営の指針となるものです。

(2) 基本計画

基本構想に掲げる基本理念に基づき将来像を実現するための、政策の方向性や基本施策を体系的に示すものです。

(3) 実施計画

基本計画に掲げた、政策の方向性や基本施策に基づく具体的な事務事業について、重要度や優先度を総合的に判断しながら、ローリング方式により毎年度見直しを行い、予算編成に反映します。

3 計画策定の視点

総合計画は、以下の5つの視点により計画策定をします。

(1) 分かりやすい計画

(2) 市民共創・協働による取り組み

(3) 施策の実現に向けた横断的な考え

(4) 集中と選択

(5) 持続可能な開発

4 時代の潮流と社会背景

(1) 人口減少に対応した持続可能な社会の構築

日本の人口減少スピードは今後加速度的に高まり、2020 年代初めは毎年 60 万人程度の減少でしたが、2040 年代頃には毎年 80 万人程度の減少スピードにまで加速すると推計されています。また、老年人口は増加を続け 2043 年（令和 25 年）にピークを迎え、その後は、総人口とともに老年人口も減少していきますが、高齢化率は上昇を続ける見通しとなっています。※

人口減少と高齢化の進行は、消費市場や経済規模の縮小、社会経済活動の担い手不足といった課題を生じさせ、過疎地域においては、日常の買い物や医療など地域住民の生活に不可欠な生活サービスの維持・確保が困難になる恐れがあります。

中心市街地を市全体の暮らしを支える拠点とした、周辺都市や生活拠点が連携するまちづくりの推進に加え、商業・医療・福祉などの生活機能の維持・確保など、地域活性化と経済成長、公共交通の充実や人材育成などに取り組むことが必要となっています。

※国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口（令和 5 年推計）結果の概要

(2) こども・子育て支援と少子化対策

日本全体における令和 7 年の出生数は 671,236 人※（前年比△14,937 人）で、統計開始以降の過去最少を 10 年連続更新と、少子化に歯止めが掛かっていない現状にある一方で、婚姻件数は 489,119 組※（前年比+4,027 組）と 2 年連続での増加となっています。

国は、これから生まれてくるこどもや今を生きるこども、結婚や子育ての当事者を真ん中に据えた「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、こどもと家庭の福祉や健康の向上、こどもの権利の擁護など、こどもをめぐる政策により少子化対策を推進しています。

こどもの「生きる力」を育むために、成長を支える家庭と地域や保育、学校といった関係機関が連携することで、地域社会全体での支援体制を充実させ、こども自身が将来に夢をもち、夢を実現する思いやりの心と生きる力を育み、それぞれの夢に向かって自立できる環境づくりが不可欠です。

※厚生労働省 令和 7(2025)年人口動態統計月報年計（概数）

(3) 環境問題や脱炭素社会に対する意識の高まり

世界中で、異常高温や気象災害などが多発しており、特に日本の年平均気温の上昇は世界平均よりも早く進行している状況※です。温暖化の影響により、真夏日や猛暑日の増加に加え、大雨や短時間強雨の発生、高温による農作物の生育障害など、さまざまな気候変動問題が発生しています。

こうした中、国では 2035 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 60%削減、さらに、2040 年度には 73%の削減をめざし、2050 年ネット・ゼロの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこととしています。

大町市には、先人が守り残した豊かな水資源や森林資源など、再生可能な自然エネルギーの創出に寄与する自然があふれています。美しく豊かな自然と良好な生活環境の保全を実現し、未来を託す世代に持続可能な地域を引き継ぐため、市民・行政・事業者が一体となって、気候変動対策へ取り組むことが求められています。

※環境省 地球温暖化対策計画 令和 7 年 2 月 18 日

(4) 地方創生・過疎対策の推進

日本の総人口は、2011 年以降一貫して減少するという、これまで経験したことのない長期的な課題に本格的に向き合う局面を迎えています。こうした中、国では 2014 年に地方創生を掲げ、人口減少対策や東京圏への一極集中の是正により、地方の人口減少に歯止めをかけ、活力ある地域社会の維持をめざしてきましたが、流れを変えるまでには至りませんでした。

今後、人口減少が鈍化するとしても、当面は人口や生産年齢人口が減少することを前提に、人口規模が縮小しても経済の成長を続け、社会を機能させる適応策を講じながら、地域を元気にする必要があります。

直面する現実から目をそらすことなく、地域の市民や企業、団体など多様な主体との共創・協働によって、一人ひとりが自分の夢を実現させ、未来に希望の持てる郷土を作り上げることが期待されています。

(5) 災害・防災に対する備え

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震や糸魚川－静岡構造線断層帯での地震といった大規模地震、また、新興感染症の発生など、さまざまな危機事案の出現が懸念されています。これらに対して適切に備え、市民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災の取り組みを切れ目なく推進する必要があります。

5 大町市の地域特性

(1) 地勢

本市は、長野県の北西部に位置し、東京から約 200km、名古屋から約 180km に位置する内陸都市です。市域は、北東から南西にかけて長く、南北の長さが約 36km、東西の広がり方が 34km、面積は 565.15 km²と長野県下で 5 番目に広く、グアム島（約 544 km²）よりひと回り大きな面積があります。

市の西部には、最高標高地点となる標高 3,180m の槍ヶ岳を代表に、山岳都市の象徴である 3,000m 級の山々が連なる北アルプスが広がり、その北アルプスを源とする高瀬川、鹿島川、箆川といった河川が市域の中心を流れ、清冽で豊かな水量を生かして農業や製造業が営まれています。

市域の最低標高地点は、信濃川の最大の支流である犀川沿いの標高 456m で、最高地点と 2,724m もの標高差がある、山岳都市としての地勢を備えています。

(2) 位置・面積

北緯 36 度 30 分 10 秒

東経 137 度 51 分 3 秒

面積 565.15 km²

標高 726m

（３）沿革

平安時代の後半、社地域を中心に伊勢神宮の荘園（しょうえん）である「仁科御厨（にしなのみくりや）」が置かれ、豪族仁科氏が御厨司として治めてきました。寒い気候に適した麻の栽培が盛んで、麻で織られた布は、伊勢神宮へ納める供え物とされていました。

鎌倉時代に入ると、定期的に「市（いち）」が開かれ、現在も五日町、堀六日町、八日町などの町名にその名残をとどめています。また、仁科氏は京との結びつきが強かったことから、中央の文化を取り入れながら独自の文化を育み、国宝である仁科神明宮や重要文化財である若一王子神社をはじめとする、多くの文化財が残されています。このころから、農具川の水を利用した水田開発が進むとともに「堰（せき）」と呼ばれる用水路の整備が進められ、北アルプスを源とする豊富な水の活用が進みました。

江戸時代には松本藩の支配下となり、松本と日本海を結ぶ「千国街道（塩の道）」の中間地点に位置する交通要衝の地であったことから、日本海側との交流、物流などが盛んに行われていました。いまでも、街道沿いには、当時の歴史的建物が残されています。

明治維新後の廃藩置県により松本藩から松本県に、ついで統合により筑摩県の管理下となり、明治 9（1876）年 8 月に長野県となります。この間、村の合併が進み、明治 8（1875）年には大町村、平村、社村、常盤村となり、明治 22（1889）年の町村制施行により大町村から大町となりました。

大正時代に移り、電力需要の増加に対応するため、高瀬川でも 5 カ所の発電所がつくられるなど水力発電による電源開発が進みます。昭和初期には、豊富な水資源を生かした、アルミニウム製造工場や紡績工場の進出により、「二大企業城下町」として発展してきました。

戦後は、町の未来を考え「人口 3 万人の市をつくる」といった運動が起き、昭和 29 年（1954 年）7 月に 1 町 3 村の「大町」「平村」「常盤村」「社村」が合併して大町市となり、市政を発足しました。昭和 31 年（1956 年）には黒部ダムの建設、昭和 45 年（1970 年）からは高瀬川の電源再開が進むなど、さらなる水資源の多目的利用が行われ、製造業だけではなく、農業振興や大規模水力発電により、定住人口が増加し大きな経済発展を遂げています。

地方分権が進んだ、平成 18 年（2006 年）1 月に「八坂村」「美麻村」を編入合併し、現在の大町市となり、豊かな自然環境や仁科三湖、北アルプス、立山黒部アルペンルートなどの観光資源を活用した観光産業の振興により、交流人口の増加が図られています。

現在では、芸術文化を通じた魅力の発信や、当地域の発展に大きく寄与してきた豊かに湧き出る清冽な「水」に注目し、先人たちが守り築いてきた価値と魅力をブランドとして、100 年先の輝く未来へつなげる、魅力と活力あふれる持続可能なまちづくりを進めています。

第2章 基本構想

1 策定の趣旨

基本構想は、市がめざすまちの将来像や、まちづくりの基本理念を示す最上位の計画で、実現に向けた行動目標を示し、市民と行政が共に取り組む、まちづくりの基本方針（テーマ）を明らかにするものです。

2 期間

基本構想は、令和9年度（2027年度）を初年度とし、令和18年度（2036年度）を目標年度とします。

3 基本理念と将来像

基本理念

「風の人」は移住者や来訪者を、「土の人」はこの地に暮らし、日々の暮らしや文化を育み守り続ける地元の人を例えています。理想や新しい風を運ぶ「風の人」と、足元をしっかりと固めて生命を育む「土の人」がお互いの良さを認め合い、結びつき、学ぶことで、新しい風を呼び込み、より豊かな地域や組織の風土や文化がつくられます。多様性を可能性と捉え、調和を大切にしながら大町市の未来を共に創造していきます。

風の人と土の人が共に学び 人と地域を育て 未来を共創する

将来像

大町市の天与の恵みである山と水は、人々に温もりや命の営みを与え、生き生きと暮らすための大切な宝です。市民と行政が共に、基本理念である「学び・育て・共創する」ことで、先代たちが守ってきたこの宝と文化を次世代につなぎます。そして、誰一人取り残さない視点をもって、こどもや若者が「やっぱり大町が好き」と誇りを持って選びたいまちをめざします。

山と水の恵みが息づき、誰もが安心して暮らし・学び・働き・挑戦できるまち

4 基本方針（まちづくりのテーマ）

基本方針（まちづくりのテーマ）は、本市の強みを最大限に生かして、暮らしやすさに磨きをかけ、より魅力的な「まち」をつくるため、将来像の実現に向けた基本的な方向を示しています。基本方針に沿って、行政などの資源を重点的に投入するとともに、市民や行政のみならず企業や団体といった多様な主体が、共通の目標に向けそれぞれの特性を生かしながら、共創・協働により将来像の実現をめざします。

1 学びで拓く 学びでつながるまち

人や自然と関わりながら、自分で考える力や他者と協力する力を育み、学びを日々の生活に生かしながらくましく自分の人生を切り拓いていくことを育みます。

教育環境の充実と家庭と学校、地域、そして行政が一丸となった開かれた学校づくりを進めます。

多様なニーズに応じた学ぶ機会の充実により、学びを楽しみ、地域の未来を創るために協働し、互いの個性を大切にしながら充実感を持って活躍する市民を育みます。

スポーツ環境の充実や地域特性を生かしたスポーツ振興により、生涯にわたりスポーツを楽しむ市民を育みます。

2 ひとと産業がつながり、地域と紡ぐ持続可能な未来と私たちの新しいまち

市民全員が市の魅力であり、未来を創る担い手です。地域の未来を自らが考え、地域課題解決に主体的に関わりながら、地域への愛着、誇りの醸成をしていくことが共創と協働のまちづくりを加速させる鍵となります。

地域特有の歴史、自然、文化などの資源を生かし、多様な主体による連携と協働のもと、地域の価値や暮らしやすさについて対話を重ね、持続的に活性化するコミュニティを創出することで、観光資源や地域産業の価値を高め、地域内で経済が循環する仕組みにつなげます。

地域産業の活性化という同じ目標に向かい挑戦を続け、地域全体で稼ぐことができる土壌を創り、この地域を訪れたい、住んでみたい、住み続けたいと感じられる、にぎわいのあるまちをめざします。

3 市民誰もが安全に安心して暮らせる支え合いのまち

市民が安心して地域に暮らし続けられるよう、大町総合病院を中心とした地域医療体制の強化とともに、医療・介護・福祉の緊密な連携による切れ目のないサービス提供と、市民一人ひとりの助け合いや身近な見守りといった、互助と共助が融合した温かいコミュニティにより、すべての人が安心で健やかに暮らせる持続可能な社会をめざします。

出会いから結婚、定住までの切れ目のない支援に加え「孤育て」を防ぐ相談体制や、保育サービスなどのこどもを育む環境の充実により、若者に選ばれるまちをめざします。

災害に備えた計画的な資機材の整備や、地域防災力の向上により災害に強いまちづくりを進めるとともに、交通安全施設の整備による交通災害の減少や、地域、行政が一体となった啓発活動により、消費生活トラブルや、特殊詐欺被害の根絶をめざします。

4 北アルプスの恵みと共生し、ともにつくる、安全・快適で持続可能なまち

北アルプス山麓の豊かな自然と良質な水環境を守り継ぐため、市民、事業者、行政の三者が協働して豊かな自然環境を保護し、再生可能エネルギーの導入促進や再資源化を徹底することで、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を実現します。

市民バスやＪＲといった公共交通の利便性を向上させ、地域の輸送資源の有効活用や地域住民が支え合う協働の仕組みづくりにより「大町市版コンパクト・プラス・ネットワーク」の構築を進め、適切な土地利用や生活サービス機能の適正配置、中心市街地の魅力向上、松本糸魚川連絡道路の整備促進により、災害に強く活気ある集約型の都市構造の実現をめざします。

効率的な公園・緑地の再整備により多様な世代が憩う空間を創出するとともに、市民や事業者の高い意識のもとで公害防止と環境美化が徹底され、自然と暮らしが美しく調和した安全で快適な住環境を創出します。

人口減少や激甚化する自然災害に備え、中長期的な財政負担を見据えつつ、施設の効率的な再編、長寿命化、耐震化などを一体的に進めます。

5 共創のまちづくりと時代に対応したまち

自治会活動の見える化や、地域コミュニティ活動の推進、また伝統文化の継承への支援を通じ、自治会加入率の低下に歯止めをかけるとともに、共創による、市民主体のまちづくりと行政サービスのさらなる向上により、住みたいと思える地域づくりを進めます。

人権を日常の「習慣」や「文化」として生活に定着させ、すべての市民が一人ひとりの人権を尊重した考えや行動をとることができる社会の実現をめざし、各種人権教育、啓発活動を進めます。

D Xの推進による業務の効率化や、利用しやすい行政サービスの提供により、誰もが便利さを実感できるまちづくりを進めます。

適正な課税による税収の確保をはじめ、ふるさと納税の拡充やクラウドファンディングの充実といった自主財源の確保に努めるとともに、適正な受益者負担による世代間の負担の公平性の確保や、公共施設などの適正な管理による総量の抑制と施設の長寿命化を図ります。また、県や近隣町村との連携による効率的な行政運営や、A X・D Xの推進による業務の省力化と負担軽減により持続可能な行財政運営を進めます。

5 行財政運営方針

1 自治体の経営像

「市民生活の安心、財政の持続可能性を一体で実現する自治体マネジメントを進めます」

人口減少・少子高齢化が進む中で、社会保障関連経費の増加、インフラ老朽化や担い手不足等へ対応した持続可能な地域社会の形成が求められています。さらに、収入の大幅な増加が見込めない限られた財源で、複雑多様化する行政サービスを市民が安心して受けられるようにするため、A X・D X推進等による業務のスマート化を図るなど、時代の動きに適応するとともに、これまでの慣行や前例を躊躇なく見直しすることが重要です。

持続可能な行財政運営の構築に向け、行政のスリム化、行政運営の仕組みやルールを一層改善し、自治体経営の効率性を高める行財政改革に取り組んでいきます。

2 個別の運営方針

(1) 行財政改革の更なる推進

ア) 計画的な財政運営と、安定した財源確保

健全な財政状況を堅持し、行政サービスを将来にわたり安定的に提供するため、中長期的な視点に立った財政運営と財政の見える化に取り組むとともに、市税徴収率の向上や、ふるさと納税をはじめとした創意工夫による自主財源の確保、使用料などの見直しを進め、限られた経営資源の有効活用を図ります。

イ) 公有財産の適正管理と有効活用

公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の統廃合、公共施設のサービスや質のあり方などの見直しを進めるとともに、維持管理にあたっては、施設の老朽度や維持管理経費などに関する情報の一元管理、個別事業と全体方針との調整など組織横断的に取り組みます。

(2) A X・D Xを活用した利便性の向上と積極的な情報提供

ア) A IやI C Tのさらなる活用

A IやI C Tの更なる活用により、「書かない窓口」や「行かない窓口」といった、窓口業務の利便性の向上によって、より満足度の高い市民サービスを提供します。

イ) 行政情報の積極的な発信

デジタル広報や公式ポータルアプリの充実などにより、行政情報のデジタル配信を積極的に進めます。

(3) 誰もが明るく元気に仕事ができる市役所へ

ア) 組織運営体制の見直し

限られた職員で複雑多様化・高度化する行政課題に対応していくため、行政評価制度や業務プロセスの見直しにより課題を洗い出し、A IやI C Tのさらなる活用により、業務の効率化を図り、変化する行政需要に柔軟に対応できる組織運営と人材の育成を図ります。

イ) 変化に柔軟に対応し、連携・協力を促進する組織づくり

組織間の横の連携・強化など柔軟な組織運営の実現に向け、組織の壁を超えて検討課題を提起し、課題解決を図る職員プロジェクトを活性化させます。

ウ) 人財育成の推進

限られた行政資源により市民サービスの向上を図るため「大町市人財育成基本方針」に基づき、自主的・主体的にリーダーシップを発揮できる職員や、専門性、行動力、改善・問題解決力のある職員の育成・支援などを進めます。

エ) 行政評価制度の検証・見直し

行政評価制度の検証・見直しやデータなどを活用した政策立案を実践することにより、市民満足度の高い行財政運営を実現します。また、評価結果を活用した事業のスクラップ&ビルドに取り組めます。

(4) 連携による共創・協働の推進

ア) 民間企業などの外部資源の活用

行政だけでは解決が困難な行政課題を解決するため、民間企業などのノウハウを活用しながら、サービスの質の向上やコストの縮減、雇用の創出や企業などの振興を図るため、指定管理者制度の導入拡大や業務のアウトソーシングに積極的に取り組めます。

イ) 市民、団体との協働の推進

市民やNPO 法人を協働のパートナーとして、ともに手を携えてまちづくりを進めます。それぞれの得意分野や人材を生かし、連携して地域のさまざまなニーズに対応し、質の高いサービスの提供や、地域課題の解決を図ります。

(5) 近隣自治体と切磋琢磨しながら連携協力関係の強化

ア) 近隣町村との連携

人口減少、少子高齢社会にあっても、圏域住民が安心して快適な暮らしを営むことができる活力ある経済・生活圏の形成に協力して取り組むため、北アルプス広域連合や、北アルプス連携自立圏の取組みにより、圏域全体の地域活性化や生活機能の充実を図ります。